

5 健全化判断比率等の概要

(1) 令和3年度決算に基づく健全化判断比率

ア 実質赤字比率

- (ア) 早期健全化基準(標準財政規模に応じ 11.25～15%)以上の団体:なし
- (イ) 実質赤字比率が生じた団体:なし

イ 連結実質赤字比率

- (ア) 早期健全化基準(標準財政規模に応じ 16.25～20%)以上の団体:なし
- (イ) 連結実質赤字比率が生じた団体:なし

ウ 実質公債費比率

- (ア) 早期健全化基準(25%)以上の団体:なし
- (イ) 県内市町村の平均値:7.0%(市:7.2%、町村:6.5%)

エ 将来負担比率

- (ア) 早期健全化基準(350%)以上の団体:なし
- (イ) 県内市町村の平均値:8.4%(市:36.2%、町村:－%)

(注)将来負担比率が算定されない場合は、「－」を記載しています。

県内市町村の令和3年度決算に基づく健全化判断比率

(単位:%)

連番	団体名	標準財政規模 (百万円)	実質赤字比率		連結実質赤字比率		実質公債費比率 (早期健全化基準25%)	将来負担比率 (早期健全化基準350%)
				早期健全化基準		早期健全化基準		
1	那覇市	74,091	-	11.25	-	16.25	8.5	52.4
2	宜野湾市	21,606	-	12.35	-	17.35	7.0	57.6
3	石垣市	15,271	-	12.76	-	17.76	7.0	76.7
4	浦添市	25,225	-	12.07	-	17.07	5.4	15.7
5	名護市	18,209	-	12.58	-	17.58	5.7	21.7
6	糸満市	13,690	-	12.88	-	17.88	8.2	26.5
7	沖縄市	32,421	-	11.70	-	16.70	5.9	27.9
8	豊見城市	13,326	-	12.92	-	17.92	9.2	93.0
9	うるま市	30,589	-	11.78	-	16.78	6.5	-
10	宮古島市	19,777	-	12.51	-	17.51	7.9	33.1
11	南城市	12,446	-	13.01	-	18.01	6.1	-
12	国頭村	3,358	-	15.00	-	20.00	7.1	-
13	大宜味村	2,103	-	15.00	-	20.00	8.6	-
14	東村	1,749	-	15.00	-	20.00	9.3	-
15	今帰仁村	3,399	-	15.00	-	20.00	8.1	1.9
16	本部町	4,441	-	15.00	-	20.00	10.1	17.4
17	恩納村	3,818	-	15.00	-	20.00	4.8	-
18	宜野座村	2,568	-	15.00	-	20.00	8.5	-
19	金武町	4,041	-	15.00	-	20.00	4.3	-
20	伊江村	2,908	-	15.00	-	20.00	4.6	-
21	読谷村	8,570	-	13.61	-	18.61	4.5	-
22	嘉手納町	4,676	-	15.00	-	20.00	-0.1	-
23	北谷町	8,058	-	13.74	-	18.74	4.4	-
24	北中城村	4,650	-	15.00	-	20.00	5.6	53.7
25	中城村	5,151	-	14.90	-	19.90	6.1	7.9
26	西原町	7,506	-	13.89	-	18.89	7.5	32.5
27	与那原町	4,687	-	15.00	-	20.00	6.5	101.8
28	南風原町	8,446	-	13.64	-	18.64	10.1	49.6
29	渡嘉敷村	856	-	15.00	-	20.00	5.9	-
30	座間味村	999	-	15.00	-	20.00	10.7	99.0
31	粟国村	746	-	15.00	-	20.00	7.6	44.6
32	渡名喜村	469	-	15.00	-	20.00	6.3	-
33	南大東村	1,403	-	15.00	-	20.00	8.6	-
34	北大東村	923	-	15.00	-	20.00	8.3	-
35	伊平屋村	1,306	-	15.00	-	20.00	3.4	92.9
36	伊是名村	1,452	-	15.00	-	20.00	7.0	-
37	久米島町	4,232	-	15.00	-	20.00	5.1	-
38	八重瀬町	7,743	-	13.82	-	18.82	8.8	23.8
39	多良間村	1,251	-	15.00	-	20.00	7.3	-
40	竹富町	3,985	-	15.00	-	20.00	6.7	27.2
41	与那国町	1,807	-	15.00	-	20.00	7.1	-
市平均							7.2	36.2
町村平均							6.5	-
市町村平均							7.0	8.4

(注)

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は、「-」を記載しています。
- 2 実質公債費比率と将来負担比率の平均値は、加重平均値です。

(2) 令和3年度決算に基づく資金不足比率

ア 算定を行った公営企業会計数:102 会計

※ 県内の市町村、一部事務組合(県が加入するものを除く)及び広域連合において、公営企業を経営するものとして資金不足比率の算定を行った会計数

イ 経営健全化基準(20%)以上の会計:3会計

栗国村航路事業特別会計(資金不足比率 23.6%)

南大東村農業集落排水事業特別会計(資金不足比率 31.3%)

伊平屋村船舶運航事業特別会計(資金不足比率 53.3%)

ウ その他資金不足が生じた公営企業会計:1会計

宮古島市農業集落排水事業会計(資金不足比率:7.0%)

県内市町村等公営企業の令和3年度決算に基づく資金不足比率(全会計)

* 資金不足比率の算定を行った全102会計を表示しています。

(単位: %)

連番	団体名	特別会計の名称	事業区分	資金不足比率	経営健全化 基準
1	那覇市	水道事業会計	水道	-	20.0
2	那覇市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
3	宜野湾市	水道事業会計	水道	-	20.0
4	宜野湾市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
5	石垣市	水道事業会計	水道	-	20.0
6	石垣市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
7	石垣市	港湾事業特別会計	港湾整備	-	20.0
8	浦添市	水道事業会計	水道	-	20.0
9	浦添市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
10	名護市	水道事業会計	水道	-	20.0
11	名護市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
12	名護市	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
13	糸満市	水道事業会計	水道	-	20.0
14	糸満市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
15	糸満市	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
16	糸満市	糸満漁港ふれあい公園事業特別会計	観光施設	-	20.0
17	糸満市	土地区画整理事業特別会計	宅地造成	-	20.0
18	沖縄市	水道事業会計	水道	-	20.0
19	沖縄市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
20	豊見城市	水道事業会計	水道	-	20.0
21	豊見城市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
22	うるま市	水道事業会計	水道	-	20.0
23	うるま市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
24	うるま市	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
25	宮古島市	水道事業会計	水道	-	20.0
26	宮古島市	公共下水道事業会計	下水道	-	20.0
27	宮古島市	農業集落排水事業会計	下水道	7.0	20.0
28	宮古島市	漁業集落排水事業会計	下水道	-	20.0
29	宮古島市	港湾事業特別会計	港湾整備	-	20.0
30	宮古島市	土地区画整理事業特別会計	宅地造成	-	20.0
31	南城市	水道事業会計	水道	-	20.0
32	南城市	下水道事業会計	下水道	-	20.0
33	国頭村	簡易水道特別会計	簡易水道	-	20.0
34	大宜味村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
35	大宜味村	公共下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
36	大宜味村	工業用水道事業会計	工業用水道	-	20.0
37	東村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
38	今帰仁村	水道事業会計	水道	-	20.0
39	本部町	水道事業会計	水道	-	20.0
40	本部町	公共下水道特別会計	下水道	-	20.0
41	恩納村	水道事業会計	水道	-	20.0
42	恩納村	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
43	宜野座村	水道事業会計	水道	-	20.0
44	宜野座村	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
45	金武町	水道事業会計	水道	-	20.0
46	金武町	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
47	伊江村	水道事業会計	水道	-	20.0
48	伊江村	船舶運航事業会計	交通	-	20.0
49	読谷村	水道事業会計	水道	-	20.0
50	読谷村	下水道事業会計	下水道	-	20.0
51	嘉手納町	水道事業会計	水道	-	20.0

* 資金不足比率の算定を行った全102会計を表示しています。

(単位:%)

連番	団体名	特別会計の名称	事業区分	資金不足比率	経営健全化 基準
52	嘉手納町	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
53	北谷町	水道事業会計	水道	-	20.0
54	北谷町	下水道事業会計	下水道	-	20.0
55	北中城村	水道事業会計	水道	-	20.0
56	北中城村	下水道事業会計	下水道	-	20.0
57	中城村	水道事業会計	水道	-	20.0
58	中城村	公共下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
59	中城村	土地区画整理事業特別会計	宅地造成	-	20.0
60	西原町	水道事業会計	水道	-	20.0
61	西原町	下水道事業会計	下水道	-	20.0
62	西原町	土地区画整理事業特別会計	宅地造成	-	20.0
63	与那原町	水道事業会計	水道	-	20.0
64	与那原町	公共下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
65	南風原町	下水道事業会計(公共下水道事業)	下水道	-	20.0
66	南風原町	下水道事業会計(農業集落排水事業)	下水道	-	20.0
67	渡嘉敷村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
68	渡嘉敷村	航路事業特別会計	交通	-	20.0
69	渡嘉敷村	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
70	座間味村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
71	座間味村	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
72	座間味村	漁業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
73	座間味村	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
74	座間味村	航路事業特別会計	交通	-	20.0
75	栗国村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
76	栗国村	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
77	栗国村	航路事業特別会計	交通	23.6	20.0
78	栗国村	村民牧場事業特別会計	観光施設	-	20.0
79	渡名喜村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
80	渡名喜村	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
81	南大東村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
82	南大東村	農業集落排水事業特別会計	下水道	31.3	20.0
83	北大東村	簡易水道特別会計	簡易水道	-	20.0
84	伊平屋村	水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
85	伊平屋村	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
86	伊平屋村	港湾整備事業特別会計	港湾整備	-	20.0
87	伊平屋村	船舶運航事業特別会計	交通	53.3	20.0
88	伊是名村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
89	伊是名村	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
90	伊是名村	港湾整備事業特別会計	港湾整備	-	20.0
91	伊是名村	船舶運航事業特別会計	交通	-	20.0
92	久米島町	水道事業会計	水道	-	20.0
93	久米島町	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
94	八重瀬町	集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
95	多良間村	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
96	竹富町	水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
97	竹富町	下水道事業特別会計	下水道	-	20.0
98	竹富町	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
99	与那国町	簡易水道事業特別会計	簡易水道	-	20.0
100	与那国町	漁業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
101	与那国町	農業集落排水事業特別会計	下水道	-	20.0
102	南部水道企業団	南部水道企業団水道事業会計	水道	-	20.0

(注)

1 資金不足額がない場合は、「-」を表示しています。

指 標	説 明 / 早期健全化基準・財政再生基準・経営健全化基準
実質赤字比率	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模（地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもの）に対する比率</p> <p>＊ 福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化基準：市町村は標準財政規模に応じ11.25～15% ・ 財政再生基準：市町村は20%
連結実質赤字比率	<p>公営企業会計を含む全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率</p> <p>＊ すべての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化基準：市町村は標準財政規模に応じ16.25～20% ・ 財政再生基準：市町村は30%
実質公債費比率 (3か年平均)	<p>一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率</p> <p>＊ 借入金(地方債)の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化基準：25% ・ 財政再生基準：35% <p>(参考) 地方債協議制度の下で、18%以上の団体は、地方債の発行に際し総務大臣又は都道府県知事の許可が必要となる。</p>
将来負担比率	<p>地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率</p> <p>＊ 地方公共団体の一般会計等の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 早期健全化基準：市町村は350%
資金不足比率	<p>公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率</p> <p>＊ 公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経営健全化基準：20%